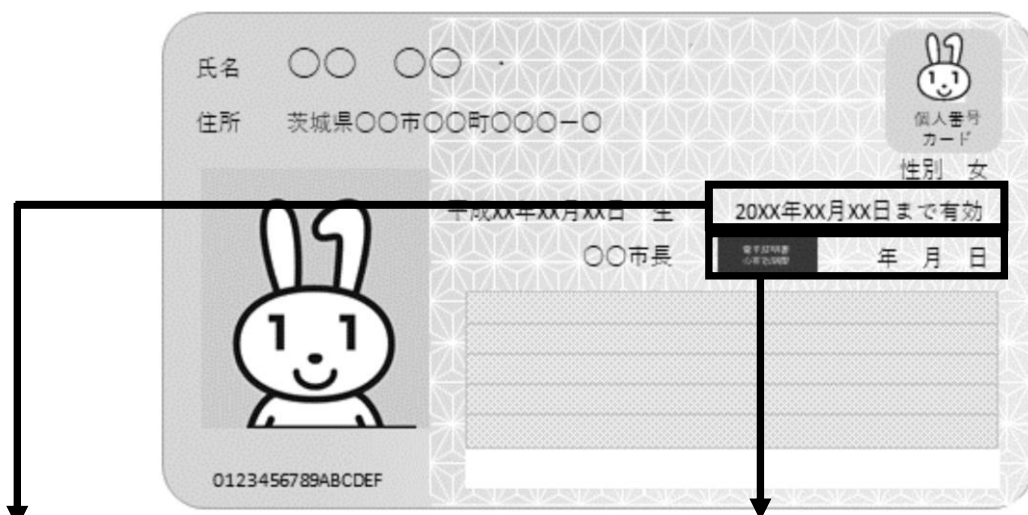


マイナ免許証を希望される方へ

△こちらは裏面です。表面から順にご覧ください。

重要 講習区分が違反・初回の方がマイナ免許証を希望する場合は、別会場での講習受講後に、再度警察署で手続きが必要です。

手続き前に、マイナンバーカードの確認をお願いします。



☐ マイナンバーカードの有効期限

期限切れの場合、マイナ免許証にすることはできません。

☐ 電子証明書の有効期限

期限切れの場合、各種サービスの利用申込み等はありません。

☐ 電子証明書のパスワード

マイナンバーカードの作成時に設定した電子証明書パスワード（6～16桁のもの、4桁のもの）が分からない場合、各種サービスの利用申込みに必要な「電子証明書の提出」はできません。

※ マイナ免許証にすることは可能です。

※ 「電子証明書の提出」は後日でも可能です。（免許センター又は各警察署）

※ マイナンバーカード作成時に設定したパスワードが分からなくなってしまった、規定回数間違っってロックされてしまったなどの場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。（警察ではお調べできません。）

マイナポータル連携

オンライン更新時講習、オンラインによる本籍変更を利用する際には、マイナポータルへのログインが必要です。